盛土規制法許可申請添付書類（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の許可申請書又は届出に必要な書類

綴じ順	書類名			
		根拠規定	内　　容	備　　考
1	許可申請書（P. 312、←手引き 5 資料編のページ、以下同様）			
		省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	□ 土石の堆積に関する工事の許可申請書 □ 委任状（書式任意）	
2	土石の崩壊防止措置の設計書（書式任意、備考欄の対象となるもの）			
		省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	□ 構台等の設計書 □ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 □ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合
3	土砂流出防止措置の設計書（書式任意、備考欄の対象となるもの）			
		省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	□ 鋼矢板の設計書 □ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 □ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合
4	現況写真（書式任意、敷地内および四方から）			
		省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	□ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
5	申請者確認書類（書式は下記のとおり、全て）			
		省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 □ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 □ 登記全部事項証明書 □ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。)、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること

綴じ順	書類名			
		根拠規定	内　　容	備　　考
6	申請者の資力・信用確認書類（**書式は下記のとおり、全て**）			
		省令第 7 条第 2 項第 7 号、第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	□ 資金計画書 □ 暴力団等に該当しないことの誓約書 申請者が個人の場合 □ 住民票の写し □ 納税証明書 □ 残高証明又は融資証明 申請者が法人の場合 □ 財務諸表 □ 事業経歴書 □ 納税証明書 □ 残高証明又は融資証明	納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人都民税の証明書を添付すること
7	土地の権利関係書類			
			□　公図の写し □　土地登記事項証明書	
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類			
		省令第 7 条第 2 項第 8 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	□ 権利者の同意を証する書類（P. 352）	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類（具体例は申請者確認書類の欄を参照）を添付すること
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
		省令第 7 条第 2 項第 9 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	□ 周知措置報告書（P. 346）	
10	施行者の能力を証する書類（**書式は下記のとおり**）			
		省令第 7 条第 2 項第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 2 号 (省令第 58 条第 2 項第 2 号)	□ 法人の登記証明書 （登記簿謄本） □ 事業経歴書（P. 347） □ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 □ 工事を指導・監督する技術者の経歴書 □ 当該工事に係る契約書の写し	必要書類は工事施行者により異なるため、5.4 を参照すること

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
11	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	※これ以降は図面
12	地形図 （もしくは現況図）	・方位 ・土地の境界線	1/500 以上	2m ごとの等高線もしくはレベルを示すものとすること
13	土地の平面図 （計画図）	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
14	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
15	求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし	
16	盛土規制法調書			申請中に調整